

〔續應仁後記〕^十公方家南方御進發同御退治御仕置事

扱又畿内繁昌ノ地、在々所々寺社等迄、公方家再興ノ御軍用大切ノ御事ナレバ、各々金銀ヲ差上
グ可然由被相觸ケル程ニ、皆人はヲ獻上ス、中ニモ大坂本願寺ハ、一向宗門ノ總本寺大富祐ナレ
バ、逆五千貫ヲ課ラレシニ、住持光佐上人不及難澀、五千貫ヲ獻上ス、略中 扱泉州ノ堺津ハ、大富有
ノ商家共集居タル所ナレバ、三萬貫ヲ可差上事、子細有ラジト申付ラル、然處堺ノ津ハ皆三好家
ノ味方ニテ庄官三十六人ノ長者共、中々御請申事無ク、不同心ノ由ヲ申ス、然ラバ早速ニ堺ノ津
ヲ攻破ラント有ケレバ、三十六人ノ者共、彌以怒ヲ含ミ、能登屋臘脂屋兩庄官ヲ大將トシ堺津一
庄ノ諸人多勢一味シ、溢レ者諸浪人等相集テ、北口ニ菱ヲ蒔キ、堀ヲ深シ、櫓ヲ掲ゲ、専ラ合戦ノ用
意シテ、信長勢ヲ妨ガントス、

〔鹽尻^{十五}〕京師の富人壺某とかや、老病に臨て、數多の子供を集めて曰、世に子に遺言をなして、
却て跡のみだりがばしき多し、我甚是を非とす、我藏の財は一卷の目錄に有、汝等得まほしき
物あらば、互ひに和らぎ集りて、我爲に遺書を作れと、子供諾し、親族を會し、彼詞の通り互ひに
恨なき様に書しかば、父見て甚好とて、印章ををして、所の名主にも見せて、後程なく身まかり
ける、跡には種々の財寶居宅金銀及券證など有しかども、多くの子供かねて定めし儘に取
侍りしかば、争もなく、中よく今にありと、京の人語りし、あはれかしこき謀事なり、古今所分
に依て、兄弟仇敵のやうになるも少からず、此商家數十萬金の跡むづかしき事なき、實に慈と
いふべきのみ、

求富
祈富

〔日本靈異記〕^中極窮女於尺迦、丈六佛願福分、示奇表以現得大福緣第廿八

聖武天皇世、奈羅京大安寺之西里有一女人、極窮命活无由而飢、流聞大安寺丈六佛衆生所願、急能
施賜、買香油而以參、往於丈六佛前、奉白之言、我昔世不修福、因現身受貧窮之報、故我施寶、令免窮